2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格において、以下の条件を満たす者であること。

①　単体の場合　「橋梁補修工事」かつ「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が、「橋梁補修工事」については1,300点以上、「鋼橋上部工工事」については1,350点以上の者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「橋梁補修工事」かつ「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が、「橋梁補修工事」については1,200点以上、「鋼橋上部工工事」については1,200点以上である者の２者又は３者で構成された共同企業体であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「橋梁補修工事」又は「鋼橋上部工工事」の資格を有する者で、次の１）から２）のうち、該当する工事種別の条件を満たす構成となっていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

また、構成員の数は２者から５者（「橋梁補修工事」は最大３者、「鋼橋上部工工事」は最大２者）とする。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

１）工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う者

施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・施工を行う者が１者の場合：1,300点以上

・施工を行う者が２者又は３者の場合：1,200点以上

２）工事種別「鋼橋上部工工事」に係る施工を行う者

施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。

・施工を行う者が１者の場合：1,350点以上

・施工を行う者が２者の場合：1,200点以上

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、単体の場合において求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。

特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合において、下記ア）イ）ウ）ごとに提出できる施工実績は各々１件とするが、ア）イ）ウ）において同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合において、下記カ）キ）ク）ケ）ごとに提出できる施工実績は各々１件とするが、カ）キ）ク）ケ）において同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体の場合

求める実績１

橋面積1,400㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

求める実績２

最大支間長25m以上の鋼鈑桁橋を架設した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

ア）特定建設工事共同企業体（甲型）の代表者

求める実績３

橋面積1,400㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

イ）特定建設工事共同企業体（甲型）の代表者以外

求める実績４

下記１）または２）を実施した工事

１）コンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

２）橋梁上部工を架設した工事

注）橋種・形式は問わない。

ウ）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成するいずれか１者

求める実績５

最大支間長25m以上の鋼鈑桁橋を架設した工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

カ）橋梁補修工事に係る施工を行う構成員のいずれか１者

カ）－１　橋梁補修工事Ｎ1,300点以上に格付けされた者（乙型１者の場合）

求める実績６

橋面積1,400㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

カ）－２　橋梁補修工事Ｎ1,200点以上に格付けされた者（乙型２～３者の場合）

求める実績６

橋面積1,400㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

キ）橋梁補修工事に係る施工を行う構成員のうち、上記、カ）－２以外の構成員（橋梁補修工事Ｎ1,200点以上に格付けされた者（乙型２～３者の場合））

求める実績７

コンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

ク）鋼橋上部工工事に係る施工を行う構成員のいずれか１者

ク）－１　鋼橋上部工工事Ｎ1,350点以上に格付けされた者（乙型１者の場合）

求める実績８

最大支間長25m以上の鋼鈑桁橋を架設した工事